

相模原市監査委員公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成27年5月27日に実施した企画財政局財務部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年7月2日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査を実施した日

平成27年5月27日

2 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成27年6月15日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>管財課の各事業の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務、各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>1 第1別館4階休憩室修繕及び第1別館4階喫煙室修繕について、隣接した箇所の修繕であり契約期間も同一であるが、それぞれの見積合せを同日に実施し、同じ業者と契約していた。</p> <p>2 庁舎第1駐車場修繕及び庁舎第2駐車場外周柵修繕について、修繕箇所は異なるものの契約期間は同一であり、同一の選定業者による見積合せを同日に実施していた。</p> <p>3 本庁舎自家発電設備修繕ほか1件について、設計書の内容と仕様書の内容の相違や見積合せを行った業者間の見積書の内容の相違が見られた。</p> <p>4 空調設備保守業務委託ほか8件において、契約書頭書中、誤字、脱字や貼付されている収入印紙の税額誤</p>	<p>各事業の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務、及び各事業の委託料の支出に関する事務において、不適切な事例が見られたことにつきましては、次のとおり措置を講じました。</p> <p>今回の不適切な事例の再発防止に向けましては、平成27年5月27日に所属長より契約事務を行う職員を対象に、契約事務の重要性、適正な事務の遂行について口頭訓示を行うとともに、6月1日には、所属職員に対して、契約事務の誤りの原因と再発防止について周知を行いました。</p> <p>また、このような事務処理ミスを二度と起こさないため、契約書類の決裁時には、契約課作成の「契約事務の手引き」によるチェックリストの活用による各項目の確認、及び電子データだけではなく契約書類の印字内容についても複数人による確認を徹底して行っております。特に、契約事務が集中する年度初めには、職員一人一人が注意点の再確認を行うなど、契約規則等の遵守と適正な契約事務に向けた意識改</p>

り、契約書約款中、引用条項の記載誤りなど、契約書類に誤りが散見された。

5 本庁舎エレベーター保守業務委託において、見積書に記載された点検すべき項目が、契約書約款では一部記載漏れがあるにもかかわらず、見積書の金額で契約を締結していた。

6 本庁舎設備管理業務委託ほか1件において、水質検査の項目数が設計書及び支払内訳書と仕様書で相違していた。

これらのことは、契約事務における基本的な確認が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。

契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、関係書類の記載内容の精査・確認はもとより、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

また、発注する業務の内容に応じて、効率性、経済性の面から精査するとともに、業者選定については、特定の者に偏らないよう、競争性、公平性、透明性を確保し、適正に事務を執行されたい。

革に取り組むこととしております。

需用費(施設修繕料)の支出に関する見積合せにつきましては、発注する修繕内容については、緊急性や効率性及び経済性の面から内容を精査し、契約方法を決定するとともに、また業者選定につきましても、特定の業者に偏らないよう、財務担当職員、事務担当職員を中心に公平性、透明性、競争性を確保するため、「契約事務の手引き」による研修を行い、市民からの誤解や不信感を持たれることがないように、契約事務を行っております。

また、設計書と仕様書の内容の相違の影響につきましては、仕様書は正しく作成されておりましたので、金額及び交換部品には誤りはなく、適正に修繕が実施されたことを確認いたしました。

委託料の支出に関する事務につきましては、契約書の脱字や引用条項の誤り、見積書と設計書の不整合など、不適切な契約書類の不備について、受注者と協議・確認の上、双方の契約書を訂正いたしました。

